

議案第 54 号

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例

つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「生涯学習に関する活動及び地域における市民の交流」を「地域における市民（市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。以下同じ。）の交流及び生涯学習」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 地域における市民の交流及び生涯学習に関する活動の支援を行うこと。

(3) 市民からの要望及び相談の整理及び連絡調整を行うこと。

第 3 条第 4 号中「生涯学習及び」を削る。

第 6 条第 1 項中「施設等」を「有料施設」に改め、同条を第 6 条の 2 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（使用することができるものの範囲）

第 6 条 有料施設（別表第 1 及び別表第 2 に掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。

イ 団体の構成員の過半数が市民であること。

ウ 団体の代表者が18歳以上であること。

(2) 市長が特に必要があると認めるもの

第7条中「施設等」を「有料施設」に改める。

第8条中「第6条」を「第6条の2」に改める。

第9条第2号中「主として次に掲げる者で市内に居住するものを構成員とする団体」を「市内に在住する者及び次に掲げる者を構成員とする団体（構成員のうち市内に在住する者及び次に掲げる者がそれぞれ規則で定める割合以上の割合を占める団体に限る。）」に改める。

第11条及び第12条中「施設等」を「有料施設」に改める。

第13条中「使用者は、」を「使用者及び来所者は、施設等の」に改める。

第14条中「使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、」を「施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに、原状に回復し、又は」に改める。

別表第1中「第8条関係」を「第6条、第8条関係」に改め、同表つくば市吉沼交流センターの部和室の項中「和室」を「多目的室」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第6条、第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のつくば市地域交流センター条例第6条の規定によりされているつくば市吉沼交流センターの和室の使用の許可は、つくば市吉沼交流センターの多目的室の使用の許可とみなす。

(提案理由)

地域交流センターの事業内容を改めるほか、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を<u>地域における市民（市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。以下同じ。）の交流及び生涯学習</u>の場に供すること。</p> <p><u>(2) 地域における市民の交流及び生涯学習に関する活動の支援を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 市民からの要望及び相談の整理及び連絡調整を行うこと。</u></p> <p>(4) _____市政に係る情報の提供を行うこと。</p> <p>(5) （略）</p> <p>第4条・第5条（略） <u>（使用することができるものの範囲）</u></p> <p>第6条 <u>有料施設（別表第1及び別表第2に掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれにも該当する団体</u></p> <p>ア <u>団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。</u></p> <p>イ <u>団体の構成員の過半数が市民であること。</u></p> <p>ウ <u>団体の代表者が18歳以上であること。</u></p> <p><u>(2) 市長が特に必要があると認めるもの</u></p> <p>（使用の許可）</p>	<p>第1条・第2条（略） （事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を<u>生涯学習に関する活動及び地域における市民の交流</u>の場に供すること。</p> <p><u>(2) 生涯学習及び地域における市民の交流に関する事業</u></p> <p><u>(3) 生涯学習に関する活動及び地域における市民の交流の支援を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>生涯学習及び</u>市政に係る情報の提供を行うこと。</p> <p>(5) （略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（使用の許可）</p>

若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有料施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)―(4) (略)

(原状回復の義務)

第13条 使用者及び来所者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第15条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第6条、第8条関係)

施設区分		使用料 (30分当たり)
(略)	(略)	(略)
つくば市吉沼交流センター	<u>多目的室</u>	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第6条、第8条関係)

若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)―(4) (略)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第15条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第8条関係)

施設区分		使用料 (30分当たり)
(略)	(略)	(略)
つくば市吉沼交流センター	<u>和室</u>	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第8条関係)

(略)

備考 (略)

(略)

備考 (略)